

広島県告示第二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、公有水面の埋立てによって次の表の上欄に掲げる土地が呉市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によって当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、呉市長から届出があった。

平成二十四年一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上	位 置	面 積	下 欄
	呉市蒲刈町大浦字北尾一八の五に接する道路から同字殿河内一九二に接する道路を経て同三五〇の一一に接する道路に至る地先		